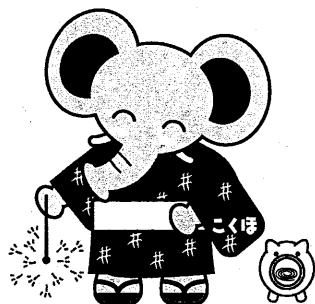


# 鳥取県国保運営方針について



けんぞうくん  
鳥取県国民健康保険  
マスコットキャラクター

平成29年8月29日

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課



# 国保制度改革に向けた本県の対応

## 【目的】

平成30年度からの国保新制度について、「鳥取県 県・市町村国民健康保険連携会議」を開催するとともに、納付金算定や標準保険料率、事務の効率化等の詳細な事項を検討する作業部会を設置する。

### 鳥取県 県・市町村国民健康保険連携会議

H27は3回  
H28は5回  
H29は5回 開催

【目的】 国保新制度における円滑な運営について県・市町村が協議を行う場  
【構成員】 県内市町村の国保主管課長、国保連合会事務局長、県医療指導課長(計21名)

#### 作業部会

【協議内容】 以下の事項の検討を行い、検討結果を連携協議会に報告する。  
【構成員】 4市及び東・中・西各地区町村代表者各1名・国保連担当者1名

#### 財政・保険料(税)部会

【協議内容】国保事業費納付金の算定方法、標準保険料率の設定方法、保険料(税)徴収への取組、赤字財政解消への取組 等

#### 保険給付・事務標準化部会

【協議内容】保険者努力支援制度に基づく交付金の交付方法、保険給付の点検、市町村事務の効率化、医療費適正化 等

#### 電算研究会

〈国保連合会に設置〉  
【協議内容】標準事務処理システムの導入に係る課題等

連携

## 国民健康保険運営協議会の設置

### 国保運営協議会の開催状況

#### 鳥取県国民健康保険運営協議会 (改正国保法第11条第1項)

(平成29年3月 新規設置)

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保事業費納付金の徴収</li> <li>・国保運営方針の作成</li> <li>・その他の重要事項</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表</li> <li>・公益代表</li> <li>・被用者保険代表</li> </ul>

開催日	主な議事
第1回 (H29.3.30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国保制度改革の概要</li> <li>○国保運営方針の策定日程</li> <li>○国保運営方針の骨子(案)</li> <li>○これまでの市町村との協議状況 等</li> </ul>
第2回 (H29.6.8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国保運営方針の策定日程の変更</li> <li>○国保運営方針の素案</li> <li>○納付金及び標準保険料率 等</li> </ul>

平成30年度以降も国保運営方針の変更や納付金算定方法の見直し等に応じて、引き続き連携会議や国保運営協議会で協議を継続

国保運営方針の必要性

- 県が新たに県全体の財政運営の役割を担うほか、市町村においても、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。
- そこで、新制度においては、県とその県内の各市町村が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める。

国保運営方針の主な記載内容

- 〈必須事項〉 1 国保の医療費、財政の見通し
- 2 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
- 3 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- 4 保険給付の適正な実施に関する事項
- 〈任意項目〉 5 医療費適正化に関する事項
- 6 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- 7 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- 8 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

国保運営方針等に関するスケジュール

